

# 東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会報告書

## (西部地域)

平成14年2月5日

### 西部地域の学校適正配置等に関する懇談会

#### 目 次

はじめに

I 懇談会の進め方についての取り決め事項

II 報 告

テーマ1. 学区域のあり方

テーマ2. 学区域再編成に伴う課題

1. 児童のケア
2. 受入校の課題
3. 学校施設
4. その他の課題

テーマ3. 心身障害学級の配置

テーマ4. 就学計画

1. 統廃合と学区域再編成の方法
2. 移行の方法
3. 移行の時期
4. 関連した意見等

その他

むすび

懇談会設置要綱

懇談会の開催経過

## 資 料

- 1) 東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会設置要綱（33 頁参照）
- 2) 西部地域の学校適正配置等に関する懇談会委員名簿（添付省略）
- 3) 東久留米市立学校適正規模等検討経過
- 4) 東久留米市立学校適正規模等研究会第一次答申（添付省略）
  - 東久留米市立小学校及び中学校の適正規模について
  - 東久留米市立学校適正規模等研究会最終答申（添付省略）
  - 東久留米市立学校の適正配置・通学区域について
- 5) 児童数及び学校数の推移と推計
- 6) 市立小学校略史・指定校変更承認区域一覧
- 7) 市立小学校 児童数・学級数・学校数の推移と推計
- 8) 市立学校の増改築等実施時期一覧
- 9) 西部地域の主要道路の状況
- 10) 欠番
- 11) 平成 13 年度 市立小学校別学級編制の状況
- 12) 教育人口推計値に基づく学級編制表（平成 17 年度値・18 年度値）
- 13) /1 30 人編制に基づく学級編制シミュレーション（平成 17 年度推計値）  
/2 30 人編制に基づく学級編制シミュレーション（平成 18 年度推計値）
- 14) /1 平成 17 年度教育人口推計値に基づく学校再編成シミュレーション  
/2 平成 18 年度教育人口推計値に基づく学校再編成シミュレーション
- 15) 町丁目別学齢児童数に基づく学区域均等化シミュレーション（西部地域）
- 16) 小学校入学者数・指定校変更者数の地区別集計及び推移
- 17) 市立小学校教室の状況
  - /1 第七小学校
  - /2 第九小学校
  - /3 第十小学校
  - /4 滝山小学校
  - /5 南町小学校
  - /6 下里小学校
- 18) 学校適正化までの流れ・新学区域への移行に伴う就学パターン

## はじめに

児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化の進行は、教育効果や学校運営等に様々な課題を抱えさせる大きな要因となっており、市立学校の教育条件の均衡をそこないつつある。

これらの課題解決へ向け、平成9年に東久留米市立学校適正規模等研究会（以下「研究会」という。）が設置され、平成10年9月に第一次答申が、平成11年7月には最終答申が提出された。

教育委員会では、この研究会答申に基づき中部地域の小学校適正化（第八小の統廃合と学区の再編成）に着手し、保護者等への説明会を開始した。

しかし、残念ながら理解と協力は容易に得られず、逆にこの計画に不安や疑問を抱いた保護者等から「地域、保護者等の意見・要望をよく聞く機会を設け、十分時間をかけて進めること」等を求める多数の陳情が市議会に提出され、採択あるいは趣旨採択されるに至った。

こうした経過から、保護者・地域住民・学校等による意見交換を行い、その意見・要望等をあらためて整理するとともに理解と協力を得るべく、市内三地域ごとに懇談会を設置することになり、西部地域には平成13年7月に本懇談会が設置された。

第1回懇談会は7月25日に開催され、学校設置者である市長から「子ども達が全面発達して行くためにはどういう教育がよいのか、どういう学校であれば将来に向けた教

育になるのか、21世紀の担い手になる子ども達のためにどういう学校が最もよいのかを議論いただきたい。」という発言があった。

さらに教育長から「市内のどの地域でも同じような教育環境を作るための学校適正化であり、できるだけ多くの意見を聞き、理解と協力を得ながら最終的に判断したいので活発な議論をお願いしたい。」という主旨説明があった。

懇談会での意見交換と議論は、四つのテーマに沿って平成14年2月5日まで計6回開催した。

市及び教育委員会は、本報告並びに研究会答申を十分に尊重し、適確な実施計画を可能な限り早く策定し、保護者をはじめ学校・地域住民等の声を最大限生かしながら、すみやかに学校適正化を実施するよう強く要望するものである。

## I 懇談会の進め方についての取り決め事項

懇談（意見交換と議論）を始めるにあたり、第1回懇談会において以下の7項目を取り決めた。

1. 会議は公開とする。  
傍聴人数は会場に応じ、事務局にて調整する。
2. 会議録は発言の主旨を生かした要点記録とし、自由な発言を保障するため、発言者名は記載しない。  
なお、会議録は次に開催する懇談会で内容確認を行い確定する。
3. 各委員は、意見交換等にあたっての資料をよく読んだ上で、自由に意見を述べる。
4. 意見交換等のテーマは、各委員及び事務局から提案されたテーマとする。
  - (1) 学区域のあり方

- (2) 学区域再編成に伴う課題
  - (3) 心身障害学級の配置
  - (4) 就学計画 \* 第2回懇談会において、この四テーマに決定した。
5. 報告書は懇談会での意見等を積み上げて作り、その内容は多数決では決めない。  
教育委員会及び市は学校適正化事業について、この報告並びに研究会答申を十分参考にし、その責任において対応する。
6. 委員への配布資料と同じものを、傍聴者にも閲覧資料として用意する。
7. 次回懇談会の開催通知並びに資料等は各委員に事前に送付し、招集内容等の周知を図る。

## Ⅱ 報 告

本市の児童数は、昭和54(1979)年の13,063人をピークに年々減少し、平成13(2001)年には5,979人となり、ピーク時の45.8%まで減少している。

これに対し小学校の数は、児童数のピークの前年に16校となって以来変わっておらず、このことが学校規模の不均衡の原因となっている。

平成13年度現在、全学年で複数学級を編制している小学校は12校であり、残る4校は単学級をかかえる小規模校である。

最も規模の大きい第二小学校には660人の児童が19学級に在籍している一方、最も規模の小さい第四小学校は113名6学級にすぎず、人数比で6対1の大きな差が生まれている。

しかも、この児童数の減少は今後もゆるやかに続き、学校間の不均衡はさらに拡大する見込みである。

東京都教育庁によれば、平成18(2006)年に第四小学校は103人に、第八小学校は120人に、下里小学校は142人に、滝山小学校にいたっては72人まで減少し10人規模の学級が出現するとの推計が示されている。

また、「爆発的な児童数の増加に対応した学校建設」というやむを得ない事情があったにせよ、学校の位置もバランスがよいとは言えず、必然的に学区域もわざわざ遠くへ通わざるを得ない地区があるなど、適正とはいいがたい実態である。

本懇談会ではこれらの事実を重く受けとめ、本市の学校教育とりわけ小学校における

不均衡を解消することで、子ども達が均等な教育条件を獲得し、充実した教育を受ける権利を確立するための方策を話し合った。

次頁以降、各委員によるテーマごとの意見交換及び議論の内容と、一定の集約が得られたものはその結論を懇談テーマに沿って報告する。

## テーマ 1. 学区域のあり方

学校統廃合による新しい学区域について、研究会からは滝山小を第七小と第九小へ、下里小を第七小と第十小へ分散・統合することが答申されている。

しかし、本懇談会ではこの答申をあえて前提とせず、対象校の合併による適正化が最も望ましいとの考えに立った上で、以下の三つの視点から議論を行った。

### 第一の視点は「均一化を図る」ということである。

現状の学校では各学校への予算の配当が少なくならざるを得ず、施設改修すら十分にできない状況がある。

学校がなくなることは寂しく不安もあるが、6年間を単学級で過ごすことは色々な子どもと接する機会や友人関係も限られるなど、子どもの成長にとって様々な問題があり、子どもが滝山小から西中へ進学した委員からは「入学後、半年から1年くらいの間は滝山小出身者だけで固まってしまい、子どもも保護者も中々外へ向かうことができなかった」という経験が話された。

また、小規模校では保護者の役割分担も多く、同じ顔ぶれが続くため難しい側面があり、運動会等の行事も少人数で寂しいのが実態である。

小規模校にはそれなりのメリットがあり、滝山小を残せという声もある。

しかし、残したい気持ちの一方で、滝山小にも下里小にも「平等な教育を受けたい」という強い気持ちがあることが話されたように、子どもに均等な教育環境を与えることは大人としての責任と考える。

現在計画されている学校適正化についても、現状の不均衡を解消するだけのものではなく、相当の長期間を見通した学区域の均一化や教育条件の向上が図られるべきであり、その意味では長期の見通しを持った計画であることが望ましいし、市民の納得も得やすいであろう。

しかし、東京都による教育人口推計や市の長期総合計画においても長期の推計は困難

であり、むしろ不可能とさえ言える。

特に本市には、大規模団地への同時大量入居と爆発的な児童増加による学校建設という事情がある。しかも、これらの団地が今後順次建替時期を迎えることによる流動的要素が大きく、又全国に比べ住民の高齢化が早く進行している事実もある。

本懇談会では、このような事情ではあっても、現在のように一学級あたりの児童数に大きな差があるような不公平や不平等は早急に是正すべきであり、今後の学区域はバランスのよいものが望まれるとの結論に達した。

また、学区域のあり方（均一化を図る）についての意見交換にあたり、事務局から西部地域 6 小学校の統廃合を行わずに児童数を均等化した場合の学区域がシミュレーションとして（資料-15）提出され検討を行ったが、統廃合を行わない均等化には次のような問題点があり、現実的には実現できないことが判明した。

(1) 西部地域内を均等化すると、計算上は平均 332 人の学校規模であるが完全に均等にはならず、滝山小と第十小が 306 人に、下里小は 294 人になり、私学等への区域外就学や指定校変更があった場合には全学年での複数学級編制が危うい。

(2) 必ずしも近い学校へ通学できない。

極端な例では、第七小正門前の児童が第七小には通学できず、均等化を徹底すると学校の位置が学区域外に出てしまう。

(3) 均等な児童数を維持するためには、区域外就学も指定校変更もできないという極めて非現実的な事態が発生する。

(4) 児童数に比べ学校数が絶対的に多いため、例えば滝山小の学区域を広げて児童数を増やすと第七小が小規模校になってしまう。

(5) この学区域を実現するためには、約 700 人（全体の 35%）の児童が一斉に転校しなければならない。

なお、この学区域案を支持する意見は「非現実的かもしれないが、心障学級の移設が必要となる統廃合よりも均等化シミュレーションどおりの再編成がよい」とする委員 1

名にとどまったように、学区域の完全な均等化や均一化は、ぜひ実現したい理想であっても現実には容易に実現できないものと言えよう。

### **第二の視点は「地域の特性や歴史的経過等に配慮する」ということである。**

西部地域では、滝山小の学区域から第七小や第九小に通学している児童が多いように学区域が流動化しつつあり、平成12年には中部地域（第八小）の統廃合計画や一部新聞の報道を見た保護者の間に「滝山小の廃校は時間の問題」など様々な噂や動揺が広がり、大量の指定校変更が起きた。

このような事態に、教育委員会では就学時健診等の機会を利用して就学校指定制度について保護者に説明を行っているが、指定校変更は児童・保護者の法的権利であり拒否することが困難であるため、流動化には歯止めがかかっていない状況である。

一方、西部地域は顔見知りも多く仲のよい地域であること、賃貸住宅が少なく住民の移動が少ないという特性があり、統廃合の進め方を工夫することで地域内のつながりが広まる可能性も高いと言える。

本懇談会は、現実からかけ離れた理想論ではなく、学校に関係する全員が同じような問題意識を持ち協力することで、一日でも早い統廃合を実施すべきであると考えている。

また程度の違いはあるが、滝山小と同じように単学級・小規模校の課題をかかえる下里小についても同時期に統廃合し、西部地域全体の小学校を6校から4校に再編成することで選択肢を増やし、みんなが真剣に話し合って最もよい方法を探るべきである。

そのために、教育委員会はすみやかに実施計画を作って保護者や地域に公表し、互いに協力しながら早急に実施すべきである。

### **第三の視点は「通学路」についてである。**

西部地域と周辺では、これまでに8件の死亡事故が発生し9人の生命が失われている。

その一方、新小金井街道や新所沢街道の整備が進むことにより通過車両が増加し、通学時の安全確保が大きな課題になっている。

また、第七小の学区域に明らかに下里小が近い地区が含まれているなど、学区域も合理性を欠く面があり、今後の地域内再編成にあたっては通学時間や距離・安全性を考慮した学区域が必要である。

さらに、統廃合によって学区域が広がり通学距離が伸びることは避けられないため、児童交通擁護員等の増配置も当然必要である。

最後に、実施後の課題もいくつか挙げられる。

子どもにとって最もよい学校適正化(統廃合と学区域の再編成)ができるかどうかは、新しい学区域によって大きく影響されることは言うまでもない。

このため懇談会では、11頁以降に述べるように、研究会答申の適正化対象校である滝山小及び下里小のうち、特に児童の減少が著しい滝山小の学区域を、どこと・どのよう  
に再編成することが最善か、という議論を繰り返した。

この議論では「統合後の学級あたりの児童数が多くなり過ぎないか」あるいは「教室数が不足するのではないか」という懸念や「少人数授業が可能な教室数を確保すべきだ」という意見が出された。

本懇談会としては、相当長期の見通しができなくとも、一定の将来展望を持った適正化計画を作る必要があると考える。

また少人数学級編制や少人数授業は、時代に即した教育として今後さらに広がって行くべきものである。

従って、適正化の実施によって一学級あたりの児童数が多くなった時には、これを少なくするための方策を講じることや、教室等の施設に一定の余裕を持つことは最低限必要である。

学校は地域の財産であり「地域で子どもを育てる」という意識を持ち続けることが大切である。

子どもにとって最もよい学校適正化(統廃合と学区域の再編成)を実現するためにも、これを単に「小規模校の廃校」とするのではなく、心障学級を含めた地域内の交流や支援をさらに広げる機会として積極的に考え、子どもも保護者も学校も、地域内のすべての人々が、たゆまぬ努力を続ける必要がある。

## 1. 児童のケア

議論を始めるにあたり事務局に作成を求めた資料によると、滝山小を廃校し滝山6丁目地区を第七小へ、それ以外の地区を第九小へ分散した場合の児童数の予測(平成17年度)は資料-14のとおりであり、第七小に16名、第九小に59名が転籍することになる。

また下里小についても、第七小と第十小に各69名が転籍となる予測(平成17年度)である。

このように、研究会答申どおりに滝山小を分散した場合には受入校の各学級に少数ずつの児童が編入することになる。

特に第七小には6学年に1名だけの転籍であり、最も多い1学年でも4名に過ぎず、事後のケアが欠かせないばかりか、子どもや保護者の不安も相当大きいものと思われる。

一般にケアには事前と事後のケアがあり、統廃合が学校の合併として行われるか・単に小規模校の分散吸収として行われるかによって、その方法も異なる。

また、学校・保護者・地域で、それぞれ何ができるか、教育委員会はどのようなバックアップができるのかを真剣に考えることが重要である。

統廃合を決定した直後から、あらゆる機会を利用して交流の機会を増やす等の準備に入ることが肝心であり、双方の学校でよく説明し、子ども・保護者・教職員の交流を深め、よく知り合って仲良しになる機会をたくさん設ける必要があり、これを実現するために教育委員会は組織的に取り組む必要がある。

近年、自分を中心に相手を独占しようとする子どもの傾向が強まっているが、これは自分の話をよく聞いてもらうことを望んでいるのであって、学校現場でも個々の対応に時間がかかるようになっている。

その意味でも、受入校の学級編制が何人になっても「すべての教職員で子どもを見る」体制を整えることが絶対に必要である。

また可能であれば、子どもと一緒に教員も移行することが望ましく、臨時的な教員補助（指導補助員）を配置することも望まれるが、少なくとも「心の相談員」とも言うべき「子どものケアを担当する要員」を受入校へ配置することは、市としてできる最低限の対応と言えよう。

本懇談会では児童数の減少が深刻な滝山小の統廃合を中心に議論し、下里小についての具体的な議論は行わなかったが、「転籍（転校）する児童のケア」という課題は学校ごとで変わるものではなく、その基本は同じと考える。

懇談会の議論では、「中部地域の適正化計画を作った時に、教育委員会は子どものケアをどう考えていたか疑問だ」という意見も述べられている。

滝山小の保護者は、統廃合を行った場合に子どもを十分にケアする意識をしっかりとっており、何もせずにスムーズな移行ができるとも思っていない。

どんなに大変な苦労があろうとも、滝山小の現状が決してよいものではないとわかっているからこそ「よその学校に入れたい」「合併でも何でもしてほしい」と強く願って

いるのであって、この切実な思いに応えるためにも、児童のケアに全力を注ぐことを求めるものである。

そして、児童のケアを成功させるためにも統廃合のすみやかな実施が必要であり、これを長引かせることは保護者にも子どもにも大変な不安を与えるだけなのである。

## 2. 受入校の課題

西部地域における学校適正化（統廃合・学区再編成）実施後の一学級あたりの児童数は、第七小 22～38 名、第九小 28～38 名、第十小 24～28 名という予測（資料-14）であるが、新しい学区の作り方によってはもっと多くなるのではないかという危惧もあり、何らかの対応が望まれる。

適正化は、実施時期を明らかにした上でよく話し合い、早く実施すべきであるが、すでに統廃合を行った他市・区の例では特に保護者に問題が残ってしまい、統合された側（学校規模がより小さい側）が後ろめたい気持ちを持つなど、合併後も様々な問題が続いたことが報告された。

このことから、「滝山小からの転入」ではなく「合併して新しい学校を作る」とみんながとらえられるように工夫した受入体制を作るべきである。

さらに、受入校の子どもに「滝山小がなくなったからこっちに来た」と思わせないように、準備段階をうまく作る必要もある。

そのためには保護者の努力はもちろん、何よりも受入校の現場にいる教員がきちんとした形で受入れる気持ちをしっかりと持たなければならない。

懇談会では、「どういう障害や問題があって早く統廃合できないのか知りたい」という切実な声や、「保護者がどんなに努力しても、登校した後に大きな位置を占める教員の意識があまりにも現実的ではない」「教員は統廃合に反対なのか」という率直な批判的意見さえあった。

統廃合は、学校に関係するすべての人々が力を合わせなければ決してうまく実現できない大変な作業である。

保護者をはじめ教育委員会や校長・教職員そして地域住民等、みんなが手をたずさえてよりよい学校教育の実現に努力すべきである。

## 3. 学校施設（体育館・校庭等）

研究会の答申に沿って学校統廃合が行われた場合、西部地域では第七小・第九小・第十小の児童が増えることになるが、統廃合を行ったために教室が不足したり、校庭や体育館の利用が不自由になつては「学校適正化すなわち教育条件の均等化と向上」という本来の目的に反することは明白であるから、受入校の施設には相応の余裕が必要である。

本懇談会としては、小規模校の分散・吸収という形態ではなく、合併による統廃合が望ましいと考えている。

しかし、二校を統合した新しい小学校の建設が理想であっても現実には不可能である以上、受入校にはその経営方針と調整した十分な施設整備が欠かせない。

経済の低迷は日々深刻さを増しており、失業者の増大と少子化・高齢化のために税を納める側が減少し、本市も非常に厳しい財政状況にあることが懇談会でも説明された。

本懇談会としては、財政難という背景があること、予算の公平かつ効率よい配分が必要であることを十分理解した上で、しかし、未来の世界を担う子ども達のために、教育には予算を十分に使うべきであるとする。

懇談会では、西部地域の小学校統廃合は小規模化が深刻になっている滝山小から先に実施すべきと考え、滝山小の学区域はどこ・どのように合併すべきか、受入校はどこが適切で、どのような整備が望まれるか等について意見を交換した。

これからの学校教育では少人数での教育が大きな課題となっており、この少人数授業を実施できる数の教室は最低限確保されるべきである。

特に低学年の学級編制は30人程度が望ましく、施設整備は一学級30人を基準に実施すべきである、という意見もあった。

具体的には、第九小はプレイルームが各学年に1室という状況であり、通常学級に10人前後が移行しても学年4学級（現在は3学級）にはならないので受入可能だが、心障学級を含めた全部合併の場合には教室数が不足する、という指摘があった。

これに対し第七小は、最大時には1,188名・31学級もの規模があったため学校施設には相当の余裕があり、心障学級を含めた受入校として最善と言える。

いずれにしても、受入校には相応の整備を行うことが統廃合成功の最低条件と考える。

統廃合により新しい子ども達が増えることで第七小も第九小も大きく変わるであろうし、保護者や子ども達そして学校も大変な思いをするであろうが「教室が足りなくても」「施設整備は統廃合の後でも」という切実な意見さえ聞かれるほど、滝山小の保護者は少しでも早い統廃合を願っていることも事実である。

事務局によれば、受入校の整備は要望内容や校舎の構造によって異なるが、廃校手続き等を含め実施までには通常4年程度を要する。

しかし懇談会では、この期間を可能な限り短縮すべきであるとして「統廃合を2年くらいで実現するためなら施設整備は後でもよい」とする意見や「早く実施することを優先すべき」とする意見が多くあった。

そのために、例えば、一定の時間を必要とする施設整備と議会手続及び予算措置という三つの作業を1年で同時に行い、2年間ですべてを実施する方法、とりあえず現状の教室を使って学級を編制し、その後に受入校の整備・改善を行うという方法を検討するよう強く望むものである。

小規模校には小規模校ゆえの課題があり適正化が急がれる反面、残してほしいと願う人々もいる。

これらの思いに応えるためにも、廃校する時期を早く決め、廃校のための話し合いを十分に行い、心障学級を含めた条件整備に最善を尽くすべきである。

#### 4. その他の課題

懇談会では「30人学級編制になれば単学級・小規模校は解消されるのではないか」という意見があったが、例え30人学級を実施しても滝山小も下里小も12学級にはならない。（資料-13）

ちなみに、平成13年度の一学級あたり児童数の平均は約30人である。（資料-11）

また、埼玉県志木市が1・2学年に25人学級を実施しようとしているという報道が懇談会での話題になったが、本市が志木市と同様の25人学級を行うためには約30人もの教員を増員しなければならず費用負担には耐えられないこと、国の40人学級制度を基準としながら少人数編制の早期実施を国や都に働きかけ続ける、という事務局の説明があった。

いずれにしても滝山小の深刻な状況をこれ以上放置できないことは明らかであり、特に研究会答申後に「廃校は時間の問題」と考えた保護者からの指定校変更申立が激増し、小規模化と不均衡に拍車がかかっていることを忘れてはならない。

このように西部地域には「少しでも早く適正化してほしい」という多くの声があり、学区域の流動化という動向を制御しながら一日も早い学校適正化（統廃合と学区域再編成）を行うことが重要である。

極論すれば、いかなる条件整備のためであっても、いたずらに年月を重ねることで滝山小の児童がさらに減り学校が自然消滅するという最悪の事態に至らぬよう、保護者・学校・教育委員会それぞれに一層の努力と配慮が望まれている。

また、受入校の施設整備に関連して「学校規模が大きいとケガが多い」という問題提起もあった。

本懇談会としては、ケガや事故を防ぐための施設改修や整備は当然行われるべきと考えるが、ケガから身を守ることを教えることこそ必要な教育であるとする。

単に「広くなければ」「人数が少ない方が」ということではなく、「こうしたらぶつかる」「こうすれば大丈夫」ということを教育し、学習すべきであろう。

最後になるが、統合後の学校名は新しくすべきであろう。

新しい学校（受入校）の施設整備を十分に行い学校名も新しくした上で、統廃合という稀有な機会を積極的にとらえ、最大の課題である「子どもの融合」を図って行くことが必要である。

ただし、「心障学級の保護者は通常学級の保護者と違った気持ちで、違う教育環境や状況を求めているのではないか」という委員の発言に代表されるように、心障学級の移転が同時に行われることに最大限配慮し、単に「近くの学校に」ということだけではなく、心障教育の困難さを考慮した適確な実施計画を持つべきである。

### テーマ 3. 心身障害学級の配置

本市の心障教育は、学校教育法に基づき、知的障害を持つ児童・生徒を対象とした固定指導学級（以下「固定学級」という。）と、情緒障害を持つ児童・生徒を対象とした通級制指導学級（以下「通級学級」という。）を設置して行われている。

小学校の固定学級は市内三地域ごとに設置され、東部地域の神宝小「わかば学級」に12名、中部地域の第三小「すずかけ学級」に15名、西部地域の滝山小「しらゆり学級」に8名が就学している。

また通級学級は、滝山小に「あすなろ学級」（28名在学）を設置しており、現在は第四小・第六小・神宝小を除いた計13小学校から通級している。

通級指導の目的は原籍校への復帰であり、児童の学籍はそれぞれの小学校である。なお、通級日は児童の状況により週1～2回が平均である。

本懇談会は西部地域の5小学校から選出された委員で構成されたが、この委員に心障

学級の保護者は含まれていない。

これは、滝山小PTA（父母と先生の会）が心障学級（固定学級）と一緒に運営されており、PTA 会長をはじめ校長・教頭・心障学級担任が委員であり意見を代表できること、さらに滝山小教頭が特に心障教育の経験が豊富である点を考慮した構成である。

しかし懇談会では、心障学級保護者が参加していない状態での議論では不十分ではないかという意見や、心障学級保護者の意見等を聞く機会を設けるべきだ、という提案があった。

また、心障学級の保護者は通常学級の保護者と違った気持ちで、違う教育環境や状況を求めているのではないか、という意見もあった。

そこで、第4回懇談会において心障学級（固定学級：しらゆり）保護者の代表に出席を願い、意見を述べていただいた。

この項のテーマである「心身障害学級の配置」についての意見交換と議論は、ここで述べられた保護者代表からの意見に沿って進めた。

最初に述べられた保護者の意見は、できるだけ多くの学校に心障学級を置き、疎外されたり一校に隔離されるイメージを避けたいという考え方から、固定学級と通級学級は別の学校に設置した方がよいということと、通常学級の子どもと同じ学校に移転したいという内容であった。

この考え方については、行政も地域でも心障学級を疎外してきたことはないという意見や、できるだけ多くの子どもに障害を持った児童と触れ合う機会を作りたいという前向きな考え方であり、心障学級の分散という提案は「多くの人と触れ合いたい」という積極的な考え方ではないか、という意見があった。

さらに、自校への通級学級設置を望む教員の声があるので、各校に1学級ずつ心障学級を設置できれば通常学級の子どもにとってもよい結果を生むのではないかという意見や、障害を持った子ども達と日常的に触れ合うことは非常に大切なので、固定学級を1学級ずつ2校に設置してはどうかという意見も示され、事務局からは次のような説明があった。

第一に、現在心障学級（固定学級）に在籍する児童は全市で35名であり、この児童を16小学校に分散すると平均2～3名になってしまうこと。

第二に、心障学級も通常学級と同様に一定の児童数があることで学級が機能し、教育効果も高まる。という説明であった。

また委員からも、通級指導による週1~2回の個別指導によって学習姿勢を取り戻し、早く復帰できるよう保護者も願っており「滝山小の子ども」という意識は低い。という説明があった。

どのような再編成や移転が行われることになっても、学校間の交流が実現できれば現在よりも広い支援や地域への親しみが生まれる可能性があるし、同じ地域内での移転であれば、仮に通常学級と心障学級が別の学校へ移転しても元滝山小ということから始まる交流が広がれば、分散のメリットも出てくるであろう。

重要なことは、心障学級の保護者が実際に強く考えていることは「本当は、自分の地の学校に行きたい」ということであり、通常学級の子ども達と同じ学校への移転がよいと思う保護者がいるということであろう。

二つ目に、事前に行うべき具体的な課題として、①合併前に子ども達を中心にした交流を十分に行うとともに、②受入校の子どもに障害児への偏見を持たせないよう事前の教育をしっかり行い、スムーズな受入ができるようにすること、が求められた。

また再編成後の新しい学校に慣れるまでの間、専門家のカウンセリング等を行い十分フォローしてほしい。という要望があった。

本懇談会は、こうした事前の準備や事後のサポートは当然必要であるとする。また、滝山小の統廃合と心障学級の移転は可能な限り同時期に行うべきであり、これまで心障学級が滝山小（＝滝山地区）に設置されてきた経過から「慣れている場所」ということを重視して、同じ滝山地区内の第七小又は第九小への移転がもっともよいと考える。

三つ目に、統廃合に伴う施設とその整備について議論と検討を行った。具体的には、通常使用する教室は1階の南側で、校庭へ直接出られる配置であることや、施設の段差解消等、肢体不自由児童への対応が求められる。

さらに、常時使用する教室の他に、プレイルーム2室・教材職員室・調理実習室・予備教室2室の計6教室と浴室及びシャワー室の設置も要望された。

また心障学級の担任からも、宿泊訓練や生活訓練の可能な和室とプレイルーム（多目的室）2室分や教材室など、相応の施設整備を前提とする具体的要望が示された。

心障学級の移転にあたり、現在の施設・設備の水準を低下させてはならないことは当然であり、心障学級は障害を持つ子ども達が長期にわたって教育を受ける場であることを忘れてはならない。

特に通級学級の子どもは自己を抑制する力が弱いこともあり、静かなゆったりした環境が重要であることや、滝山小特有の「ゆったりした空間のある構造」が教育効果を上げており、固定学級も通級学級もうまくやって来られた側面があることを十分考慮すべきであろう。

さらに言えば、心障学級の設置校には精神科の学校医の配置も検討すべきであろう。

懇談会は、以上のように心障学級保護者を交えた意見交換を行いながら、具体的な移転先や条件整備についての議論を深めた。

まず第九小については、体育館や校庭がすでに一杯である他、プレイルームにも余裕がなく、心障学級の移転先としては条件が悪いことが報告された。

一方、第七小の施設には相当の余裕があり（資料-17）、現在南校舎2階を使用している1・2年生を北校舎に移し、プレイルームとして使用している南校舎1階をあわせれば、南校舎の全教室が使用可能であり十分受入ができるという具体的な提案があった。

また学校施設を調査した事務局からは、校地や施設等の条件から固定学級も通級学級も第七小への移転が現実的であることが説明された。

意見交換では、第七小にまとまって移ることができれば安心感も大きく早く慣れるという意見や、心障教育を担当している教職員の努力は高く評価されるべきであり、蓄積されたノウハウも一箇所に集中した方がよい面が出てくるという指摘があった。

さらに、第七小の施設を視察してきた委員からは、通級学級の教育効果や必要な教育環境を考えると小規模校への移転が望ましい、という意見が示された。

これは、単に必要な教室数が確保されることだけではなく、特に時間割との関係では小規模校の方が体育館やプールの使用に融通がきくこと、事務系職員や養護教員の業務が学校全体に関わる点を考慮すると、両方の心障学級をすでに複数学級を持つ同一校に設置することによる負担増にも対応すべきである。という考え方である。

確かにこうした意味では小規模校への移転がより望ましいが、施設面での受入能力という条件からは第七小への両学級移転が現実的な選択となろう。

従って今後は、研究会答申のように通級学級を東部地域に新設し市内2校体制を実現することで、余裕のある時間割と施設利用を実現し、同時に事務系職員等の負担を軽減することが必要となる。

むしろ第七小には必要な教室数は確保できるが、心障学級の教室やプレイルーム等として使うためには相当の改修が欠かせないし、様々な問題をかかえる子ども達や今後の

少人数授業のためには学校施設全体に余裕が必要なことは繰り返し述べてきたとおりである。

保護者及び教職員からのプラス6教室という希望に沿った教室数は、合併の方法にもよるが第七小又は第九小を移転先とした上で、受入校の経営方針とも調整しながら実際に確保できるかどうかを検討し、次に教職員のノウハウ等をどう継承するか・継承できるか、という整理を行って実施すべきである。

懇談会での意見交換の中では、下里小への移転もしくは滝山小を視覚障害等を含めた通級センターとして新設してはどうか、とする新たな提案もあった。

この提案は、①心障学級には計10室が必要であり、第七小又は第九小への移転では通級学級の教育水準を充実することが困難である。②体育館やプールが十分広く使える小規模校＝下里小への移転がよい。③登校した時に情緒を安定させ効果を上げなければならぬ通級学級の事情から、下里小へ移転する方がよい。とするものである。

これに対し、固定学級と通級学級での直接交流はなくとも同一校に設置されていることによる教職員同士の交流ができている現状を踏まえ、同一校への設置を勧める意見があった。

また、通級センターを設置する提案についても、市内全域から通う通級センターとして考えると西部ではなく中央部にすべきとする意見や、実現するには相当の時間や費用が必要になるので現実的ではないという意見があった。

この他、三地域の小規模校である下里小・第四小・第八小に通級学級を設置することも可能ではないか、心障学級を移転し現状の教育条件を守るために下里小は残した方がよいという意見もあった。

以上のように新しい提案を含む貴重な意見も示された。しかし、財政的な可能性を考慮しない議論では何も実現できないのであって、学校の適正配置のためには小規模校を統廃合しなければ基本的な問題解決ができないことは明白であり、統廃合の対象校である下里小への移転という提案は、考えることはできても実現する可能性はないと言えよう。

また施設設備の可能性について、第七小に物理的条件が備わっていることは誰もが認めることであろうし、下里小よりも滝山小に近いこともあり移転に伴う変化を最少に抑えるためにも最適と考える。

体育館やプールの利用等、ソフト面の問題もあろうが、それは保護者や学校・教員の

協力と努力によって克服することができる問題であり、決して解決策のない問題ではないと思われる。

ところで、研究会では「通級学級は東部と西部の小学校各1校に設置し、市内2校体制」と答申している。

通級指導を必要とする児童は、平成5年の11,963名から平成12年には26,718名(全国値)に増加しており、その重要性を増している。

また今後は、現在行っている情緒障害だけでなく視覚障害や言語障害を持った児童・生徒に対応した通級指導を行う必要も強まっている。

これに対する教育委員会の考え方は、研究会からは中学校の通級学級について「東部から中部への移転」が答申されており、小学校統廃合とも関連があるため市全体で考える。というものである。

本懇談会としては、通級指導の必要な児童に適切な教育を保障するためにも、研究会答申の中から統廃合だけを抜き取って実施するのではなく、答申の主旨に基づく小学校通級学級の2校体制化(2校設置)を確実に実施すべきであると考えます。

むろん、通級学級の2校設置には一定の時間を要するであろうし、通級学級の設置数によって受入校の施設や数が変わってくることも事実であろうから、これを分けて考えなければ統廃合の早期実施は困難だが、決して後回しにすべきではない。

また、第七小への移転後に学校施設が一杯になった時には、通級学級の2校体制化を含めた対応が迫られることは必然である。

今後、心障学級設置校長会等において十分検討を進めることや、来年度中に懇談会の設置が予定されている東部地域には神宝小と東中という心障学級設置校が含まれていることから、その具体的な課題として早急に取り組むべきである。

最後に、本懇談会としては、西部地域の学校再編成・統廃合と通級学級の2校設置(東部地域への新設)は、同一の時期に実施することが最善であると考えます。

なお、心障学級の準備(施設整備等)に時間が多く必要なのであれば、心障学級の移転は準備が出来次第実施することとし、通常学級を先に移動させてはどうか、とする意見もあったことを報告する。

#### テーマ4. 就学計画

就学計画（移行計画）については、単学級・小規模校の統廃合をどのような形で実施し、児童や教職員の移行をいつ・どのように行うことが望ましいか等を具体的な議題として、意見交換と議論を行った。

この中で、滝山小学区域内の未就学児童保護者から滝山小 PTA（父母と先生の会）に送られた手紙が読み上げられたので、特にこれを転載する。

来春滝山小に1年生として子どもを入学させる親です。

就学時健診の際に我が息子ととても仲良しの子どもと一緒に健診を受けるので、とても安心しました。

4月からそのお友だちと一緒に学校に行くのが楽しみと、笑顔で話しました。

しかし私は、そのお友達の親御さんがよくよく考え抜いた末に、他の学校に入れるとの意向をうかがっていましたが、気持ち複雑でした。

子どもに期待させるのもかわいそうな気がして、「〇〇ちゃんはお引越して違う学校に通うかもよ」と子どもに告げました。案の定、ポロポロ泣き出す子どもを見て私も揺れています。

地域の人みんな安心して同じ学校に通えるように、統合でも合併でもかまいません。早く実現してほしいと思います。地域の協力が落ちていると言われる昨今、それに拍車をかけているような、この滝山小学区の状態を先生方や教育委員会の方はどうお考えになっているのでしょうか？教えてください。

なお、心障学級にかかわる就学計画についてはテーマ3「心身障害学級の配置」として議論を行っており、その内容は14頁以降のとおりである。

この項では、主に通常学級の就学計画について報告するが、通常学級に関する議論であっても委員は常に心障学級の配置を念頭に置いており、この報告でも関連する事項は重複して記載した。

## 1. 統廃合と学区域再編成の方法

滝山小と下里小という単学級・小規模校2校を持つ西部地域では、特に滝山小学区域での指定校変更申立が多く（資料-16）、第七小や第九小へ就学する児童が毎年相当数にのぼり、学区域の流動化が進みつつある。

特に数年前の新聞記事以来、滝山小の児童数の減少が進んでおり「滝山小は好きだが、本当にこれでいいのか」という保護者の気持ちは切実なものになっている。

この結果、現在の滝山小には一学年 11 人という極端な少人数学級が現れており、教育条件としても大きな問題になっている。

研究会答申は、滝山小については第七小と第九小へ、下里小については第七小と第十小への分散・統合を提案しているが、懇談会では西部地域の学校再編成を具体的に考える中で、もっとよい方法がないかを探る議論も行った。

その結果、地理的条件から滝山小が第七小と第九小に分散する結果になることは避けられないが、それぞれに 2 校が合併して新しい学校を作る方式、すなわち双方で滝山小の特色や伝統を引き継げる形の対等合併が最もよい。という結論に達した。

次に、学校適正化のための実施計画とその策定方法について意見交換を行った。

実施計画策定に関する教育委員会の考え方は、まず懇談会から出された意見・要望等を参考に事務局としての原案を作り、市長部局と調整を行うこと。次に、この原案の説明会等を行い、意見や要望等を聞きながら最終的な計画を策定する、というものであった。

これに対し、統廃合という方向だけでも先に決め公表すべきであるという意見、保護者も参加して実施計画を作れないかという意見、専門家が作った原案を保護者等へ説明しながら実施計画を作ってはどうか、という提案があった。

本懇談会としては、ひとつの学校がなくなることを関係地域だけの問題とするのではなく、全市的な視野で臨んだ計画を作る必要があると考える。

その上で、統廃合計画を早く決め実施時期を早く明らかにし、関係するすべての人々に呼びかけ、それぞれの立場や持ち場でどのように具体的努力ができるかを話し合うべきである。

冒頭に述べたように滝山小の学区域では深刻かつ不安定な状態が続いており、廃校が決まっていない現在の段階でも第七小や第九小へ多くの指定校変更が起きている。

適正化実施までの時間が長ければ、それだけ保護者の動揺も大きくなり指定校変更がさらに増えることは明らかであるから、早い時期に計画を示し、未就学児童の保護者を含め正確な情報を伝える必要がある。

委員からは、実施時期を早く明らかにしたことが原因で混乱が起きても滝山小はしっかりやって行けるという意見や、懇談会終了後に児童がさらに減り滝山小が自然消滅し

ないよう十分配慮してほしい、という切迫した意見さえ聞かれた。

また、特に未就学児童の保護者に正確な情報が届いていないため、様々な噂が広がり unnecessary 不安や混乱が生まれている事実が報告された。

どのような就学計画（統廃合と移行の計画）であっても、実際に入学する時点の保護者の意向や考え方によって大きく左右される重要な部分がある。

その意味からも、計画の策定と実施にあたっては慎重かついねいな対応が必要であり、今後は未就学児童の保護者も話し合いに参加できるようにすることはもちろん、「適正化推進協議会」のような機構を設けて進める方法も考慮すべきであろう。

なお、3校を2校にするよりも6校を4校にする方が方法論はたくさん見つかり、方法が増える分だけ最善の策を得る可能性が高まるので、滝山小だけではなく下里小も同じ時期に統廃合すべきとする提言もあった。

## 2. 移行の方法

現実の統廃合実施にあたっては、学校がなくなるという経験が子どもにとってどのようなかということを優先し、子どもの気持ちを考えながら進めるべきである。

滝山小の学区とその周辺では様々な噂により他校へ入学児童が流出する現実があり、すみやかな統廃合の実施が望まれる一方、多少の時間がかかっても適切な移行を実現する就学計画が必要であり、再三述べていることであるが、「滝山小からの転入」ではなく「学校の合併」ととらえられるような工夫した方法と受入校の体制づくりが欠かせない。

そのためには、統廃合の進め方等を事前によく説明し、双方の子ども・保護者・教職員の交流を深め、よく知り合い仲良しになる機会を数多く設ける必要がある。

特に心障学級の移転にあたっては、受入校の子どもに事前の教育をしっかりと行い、障害児への偏見を持たせないようにすることが肝要であり、悲しい思いをする子どもが一人たりとも現れないスムーズな受入を実現しなければならない。

どのような事業でも、よい結果は科学的なしっかりした議論を徹底的に行うことからしか生まれない。

これまで議論してきた学校適正化（統廃合と学区再編成）も、保護者と市・教育委員会が何度も何度も話し合い、協力し合うことから始まるのであり、当該校の未就学児童を含めた保護者の意見が最も重要なことは言うまでもない。

また学年によって考え方の異なってくる問題でもあるから、保護者がどういう方法を望んでいるか、意向調査と話し合いを繰り返す必要がある。

なお、心障学級についてはテーマ3（14頁～）に報告したとおりであるが、心障学級保護者からは「通常学級の子どもと同じ学校に移転したい」という希望も寄せられている。

本懇談会としては、第九小は施設面の条件が劣ること、第七小にまとまって移ることができれば安心感も大きく子どもも保護者も早く慣れるであろうこと、心障学級教職員の経験やノウハウも一箇所に集中した方がよい面が出てくるという考え方から、固定学級（しらゆり学級）と通級学級（あすなろ学級）の双方が、そろって第七小へ移転することが最もよいと考える。

次に具体的な移行方法については、事務局から示された三つの就学（移行）パターン（資料-18）をベースに意見交換を行った。

①新学区域＝新学校への移行（廃校時）まで全学年を維持し、実施年度にまとまって一挙に移行する方法。

この場合には、廃止側の全学年を維持するために、廃校を前提（理由）にした指定校変更は認めないことになる。

②学校廃止条例が議決された翌年度の新1年生は受入校を指定校（入学校）とし、新入学を停止して年次的・段階的に移行する方法。廃止側の学校は徐々に学年単位で消滅するので「受入校の分校」になる。

③学校廃止条例が議決された翌年以降、新入学児童及び在籍児童の希望に基づく受入校への就学変更を行い、弾力的に移行する方法。

委員からは、廃止前年の6年生に統廃合の影響が最も大きいと思われることから、段階的に移行し「最後の6年生が卒業して終り」という計画がよいとする意見や、滝山小に在籍している子ども達のことを考えると「まとまって移行」する方法がよいとの意見が述べられた。

さらに、都立高校統廃合では段階的移行が行われているが、教員や生徒が必死に努力してもモチベーションが低下し苦しんでいる例が報告され、そのような状況に子ども達を置くべきではないとする貴重な意見があった。

以上のような議論の結果、段階的移行については様々な問題点が明らかになった他、

学校経営上困難な点が多いことも確認された。

また、弾力的移行は児童の流出を組織的に進めるため廃止側の学校としての機能を奪ってしまい、いわゆる自然消滅に近い状況を招いてしまうことから、これを支持する意見は聞かれなかった。

なお、全体でまとまって移行する方法以外に、統廃合後にどこの（どっちの）学校へ就学するかは希望選択制がよいとする意見も多数あり、計画作りにあたって十分な検討を要する課題となろう。

本懇談会としては、最善ではないかもしれないが「まとまったの移行」が望ましく、廃止となる学校の機能を残しながら、うまく移行する方法を考えたい。

ただし、この移行方法での指定校変更の取り扱いについては、変更が認められないために廃校が分かっている入学する新1年生が在校児童の犠牲になるのではないかと、現実問題として、あえて入学させる保護者がどれくらいいるかという重要な問題がある。

従って、実際に入学する時点の保護者の意向や考え方が重要な部分を占めており、前項でも述べたことであるが、実施計画の策定にあたっては意向調査と話し合いが極めて重要となろう。

### 3. 移行の時期

西部地域の小規模校とりわけ滝山小を取り巻く状況の深刻さは冒頭に転載した未就学児童保護者の手紙に現れたとおりであり、一年・一日でも早い統廃合と学区域の再編成が求められている。

滝山小はすでに学校として成立しにくくなっており、毎年春に「来年は何人が入学するだろう」「学校を続けられるのだろうか」「学級はどうなるのだろうか」等と心配する繰り返しを終わりにしたいという保護者の願いは切実であり、こうした状況を放置し統廃合実施まで何年もかけているのは保護者の間に不信感や不協和音が広がり、地域全体に極めて不自然な教育環境が出来上がってしまいかねない。

また、現に第七小や第九小には空教室があり、机や椅子があればすぐにでも合併できるのではないか、という見方が保護者に共通していることにも留意すべきである。

これらを踏まえ懇談会では、就学（移行）計画や再編成後の学区域にもよることではあるが、何年先に実施されるかによって保護者の対応が大きく変わってくることを念頭に置きながら、具体的な意見交換と議論を行った。

まず統廃合までの流れについて事務局に説明を求めたところ、統廃合実施には保護者等への説明や議会の議決をはじめ所定の手続きが必要であり、施設整備の期間を加えると通常3～4年程度を要することが説明された。

これに対し、当該校ではみんなが深刻に考えていること、統廃合は3年も4年も先ではなく早い方がよいこと、みんなが協力することで一年でも早く実現したいと考えていること等、実施まで何年もかけることは許されないとする意見が数多く述べられた。

統廃合にはどのような手続きや整備が必要なのか、何故早期に実施できないのかが保護者に正確に知らされていないためみんなが混乱しているのであり、繰り返して述べているように未就学児童の保護者にとっては特に切実な問題となっている。

従って、当該校の児童と保護者が何年待てるのかを最優先に考え、市・保護者・学校が共通の目標とする時期を決め、この実施時期に合わせ行政として極力早く計画すべきである。

移行に伴う課題についてはテーマ2（8頁以降）に述べたとおりであるが、教育委員会の想定する3～4年という準備期間を可能な限り短縮し、極力早く実施することを優先すべきであろう。

例えば、施設整備と議会手続及び予算措置という三つの作業を1年間で同時に行い、2年間で完了する方法や、とりあえず現状の教室で学級を編制（移行）し、その後に施設設備の整備・改善を行うという方法も検討すべきであると考えらる。

#### 4. 関連した意見等

就学（移行）計画に関する意見交換と議論の集約は以上のとおりであるが、懇談会での議論を深める中で各委員からは様々な意見が述べられた。

(1) どのような問題であっても意見が完全に一致することはあり得ない。反対する人々は必ずいるし、反対意見や全く別の考え方も必ずあって当然であり、なければならないとも言える。

学校適正化を実施するには当該校を廃校する議会の議決がなければならないが、中部地域で起きたように、反対意見が強まり議決がスムーズに得られない可能性も否定できない。

従って、適正化の実施は反対意見によって遅れる場合があり、実施計画の作り方や進

め方だけの問題ではないとも言える。

逆に言えば、保護者や地域住民の力が最も強力であり、単学級・小規模校と学校規模の不均衡という教育上の問題を解決するためには、統廃合を早く実施するよう行政に働きかける運動も必要となろうし、そのような運動ができれば、様々な障害があってもみんな乗り越えて早期に実施できるのではないか。

(2) 統廃合は、保護者と校長・教職員が力を合わせなければうまく実現できない大変な事業である。

言うまでもなく滝山小の保護者は統廃合に強い関心を持っており、その代表的な意見は「滝山小は好きだが、今のままでよいとは思えない」という不安な気持ちであり、半数以上の保護者が現状に強い問題意識を持っている。

また滝山小では、何年後に廃校になるかに関わりなく最後まで学校としてきちんとやろう、という気持ちを教職員全員が持って懸命に努力しており、「小規模校という現状の中にあっても、滝山小としては懸命に努力していることを分かってほしい」という発言が繰り返し述べられた。

しかし、保護者委員からは「教員は統廃合に反対なのか」「なぜ保護者と一緒に取り組むことができないのか」という、不信感ともいうべき意見も示された。

特に、統廃合後の子ども達に大きな影響力を持つ受入校の教員が、きちんとした形で受入れる気持ちを持つことを望む強い意見があったことは重く受けとめるべきであろう。

(3) 統廃合を早く実施するためには「統廃合を行うことで良い結果が生まれ、必ず喜ばれる」という強い確信を持って進めることが重要である。

統廃合を行うことの困難さにのみ目を向けるのではなく、現状がどうしようもない段階に来ていることを事実としてしっかり認識すべきである。

すべてがうまく行くことはあり得ないし、子どもが通い教育を受けている学校がなくなるということは大変なことである。

統廃合を進める過程では様々な矛盾が現れるかもしれないが、その矛盾は子どもにとって決定的なものではなく、多少の矛盾はあっても「学校を、教育をよくする」という確信をしっかり持って子どもに方向性を示せば、子どもの不安を取り除くことができるし、最少のダメージで実施できるのではないだろうか。

保護者には様々な人がいて様々な考え方があろうが、みんながきちんとした確信を持つことができるかどうかにかかっている。

滝山小も下里小も、元々第七小という一つの学校から分離・開校してきたのであり、その時にも同一校から別々になってきた。

これから実施しようとしている統廃合計画は、子どもの減少という現実に合わせて今度はその逆を行うものである、という発想を持つべきであろう。

(4) 財政問題という無視できない現実から目をそむけるべきではなく、現に予算不足で十分な対応ができない現実がある。

財政的観点に限って言えば、一刻も早く統廃合を行って効果を上げるべきであろうが、本懇談会としては財政上の動機だけではなく、教育環境の整備との両面で適正化を考えて行きたいと願う。

統廃合後の学区域についても、保護者の意向を十分に踏まえながら適正かつ合理的に決め、何年後に実施するかを早く作って早く公表し、みんながよく話し合い、納得して進めるべきである。

以上の意見は懇談テーマに直接関わるものではなくても、今後実施計画が作られ、文字どおり取り組みが始まる学校適正化についての貴重な意見あるいは提言が含まれていると考える。

本懇談会としては、統廃合を早期にしかも実り多く実現するためには、市や教育委員会の努力だけではなく、子ども達・保護者・学校・地域が一体となった取り組みを実現できるかどうかにかかっていると考えます。

子ども達は学区域の中だけで生活しているのではなく、ある時は学区域を超えて交流しスポーツ等を楽しんでいる。

学校統廃合がなくても引越し等で転校することは日常的にあり、どんな時にも子どもは学校の違いを乗り越え、短期間で慣れ親しみ、必ず仲良くなることができる。

また、中学・高校・さらに上級学校へ進んだ時、あるいは社会へ出た時に、別れと出会いを繰り返しながら生きて行くことを避けることはできない。

もしかすると、統廃合に強いこだわりを持っているのは、むしろ大人の方ではないだろうか。

大人達がこだわりを捨て、学校の環境を整備する、限られた財政資源を教育に有効に

配分するために単学級・小規模校をなくす、市内の教育条件や環境をできるだけ均等に整備する、という学校適正化の必要性や必然性をしっかり認識することが重要である。

そして子ども達に、新しい学校を作るために今までの学校がなくなること、新しい学校にはみんなで移ること、新しい学校は新しい友達と一緒に作って行かなければならないことをきちんと話すことが大切であり、しっかり説明できるかどうかを実りある学校適正化の成否のカギを握っている。

## そ の 他

本市が実施しようとしている学校適正化の主な内容は、単学級・小規模校の統廃合及び学区の地域内再編成であるが、懇談会では他の方法による適正化も可能ではないかという意見や考え方も示された。

(1) 児童数が均等な学区にすれば統廃合しなくても適正化できる、という意見。

この意見についてはテーマ1(5頁)で報告したように、事務局から提出されたシミュレーション(資料-15)に基づき議論を行い、現実には容易に実施できないものであることが確認された。

特に保護者の委員からは、「懇談会なので実際には実現できないことを言うのもよいが、現実の滝山小の子ども達をどう考えているのか疑問だ」という意見、10数名の学級・全校80人という規模の学校で「本当にきちんとした教育が保障できるのかという現実の問題」を具体的に解決することが迫られている、という意見があった。

本懇談会としては、非現実的な議論に時間を費やすのではなく、「現に子ども達が学んでいる滝山小の問題を現実に解決する方法を探さなければならない」という委員の指摘のように、子どもの全責任を負う保護者の多くが悩んでいる単学級・小規模校の問題を共に考え、保護者が強く望んでいる学校適正化をすみやかに実現するために努力することこそ必要と考える。

(2) 学級編制基準を30人にすれば単学級が解消される、という考え方。

この考え方については、テーマ2の「その他の課題」(12頁)として委員からの問題提起を受けた意見交換も行ったが、仮に30人学級になっても市内4校の単学級は解消されない。(資料-13)

意見交換では、「研究会は40人学級を前提に検討・答申しているが、少人数編制が増えつつある」という意見や、「子どもの社会的能力や人間関係を結ぶ力が弱っている現状で、40人学級が続くとは思えない」という意見があった。

また統廃合に伴う施設整備についても、40人学級を基準にするのではなく特に低学年は30人を基準にすべきだという意見があり、少人数学級が市のレベルで可能なら進めるべきという意見もあった。

これらの意見に対し、教育委員会の考え方として、①30人学級の実施を国や都に要望しているが、現在のところ国の40人編制が基本であり、独自に少人数編制や30人学

級化を行う財政力も計画もない。②基準は40人だが少人数授業はすでに一部の学校で実施しており、今後増やして行く計画である。③今後の施設整備にあたっては40人以下の編制を視野に入れて行く。という説明があった。

平成13年度現在、本市の全16小学校（195学級）の中で40人編制の学級は2学級のみである。

また、96学級が30人以下の編制であり、平均は30.5人であるから、（資料-11）本市の学級編制の実態は30人程度と言える。

さらに他の委員からは、学級あたりの人数よりも教育内容や質を高めることが重要であるという意見や、T・T（チーム・ティーチング＝複数教員による授業）や少人数指導もできるので、単に「少なければよい」というものではないという意見があった。

今や少人数編制は全国的に県単位あるいは市単位で増えつつあり、何人がよいかは別としても40人以下の学級編制が望ましいという点ではみんなが一致しており、どうすれば実現できるかという段階に達しつつあることには異論がないであろう。

しかし、本市には極端な少人数学級も現実に存在しているのであって、望ましい学級編制人数にこだわっている具体的な議論やその改善を進めることができない。

滝山小や下里小で続いている児童の減少と深刻な小規模化という現状を放置してはならないし、学級編制や教員配置の問題は国公立学校だけでなく私立学校にも連動する大きな問題であることを踏まえる必要がある。

なお、転校等による学級減を防ぐため、できれば40人ではなく30人学級にしてほしいという保護者委員の発言があったが、このような事態を防ぐために東京都では「学級編制基準の弾力的運用（学級維持制度）」を設けており、その周知徹底が強く望まれる。

(3) 以上の他、研究会答申では「単学級は絶対だめ」としていないが財政状況から小規模校の解消による適正化になっているという見方や、小規模校にはメリットもデメリットもあるのになぜ統廃合なのかという意見、学校の地域での役割の増大を考えると適正化計画で教育条件を良くできるのか、という意見があった。

さらに財政的な視点からは、滝山小があれば国費も都費も出るが、なくなれば教員も少なくなるので人件費だけを考えると滝山小を残した方がプラスではないかという意見や、統廃合で浮く分と国や都から来なくなる分を比べると本当に経費の節減になるか疑問だ、という意見もあった。

これらの意見に対する教育委員会の考え方は、統廃合によって相応の経費が節減されることよりも市内の教育条件や学校規模ができるだけ均等になることを望んでおり、何よりも滝山小の現状を放置することは許されないと考えている、というものであった。

この報告書でも繰り返し述べているが、財政を無視して考えることは理想ではあっても現実的ではない。

また、国費であっても都費であっても歳入の源が国民の税であることを考えれば、予算をできるだけ公平に分配し効率よく執行することは当然のことであり、当該校の保護者からすみやかな実施を求められている単学級・小規模校の適正化を先延ばしすることは決して許されないであろう。

確かに、学校がなくなることは寂しく不安もあるし、小規模校にメリットがないとは言えない。しかし委員の発言にあったように、6年間を単学級で過ごすことは色々な子どもと接する機会や友人関係も限られる等、子どもの成長に様々な問題があることは明らかである。

懇談会では「30人学級を」という意見も再三述べられ、他県・他市では少人数学級化の動きもあるが、本市には滝山小や第四小のように10数人の過少学級という現実がある。

わたし達はこの現実を直視すべきであって、学校の不均衡と単学級・小規模校の是正という現実の課題への早急な対応を怠ってはならない。

意見交換での「理想の人数が最大30人なら、最低は何人なのか」「研究会答申では単学級が悪いとはしていないと言うが、では今の10数人の学級でいいのか」という保護者委員の発言は、現実への取り組みがいかに重要であるかを言い表している。

滝山小の保護者は、素朴な気持ちで、必死になって「子ども達を少しでも早く、よい環境に置きたい」と強く望んでいる。

現実からかけ離れた意見や理想論ではなく、「今の滝山小の状態を続けることは子ども達にとって良くない」という認識をみんなが同じように持ち、みんなが良くなるように手をたずさえて行きたいと願う。

## むすび

東久留米市の学校とりわけ小学校における学校規模の不均衡状態の是正は、公の行う学校教育として、一刻の猶予も許されない段階にあると言える。

単学級・小規模校の統廃合と学区域の再編成を中心とする学校適正化事業は、東久留米市の学校教育に大きな変化をもたらす事業であり、賛成するもの・反対するもの様々な意見がある。

しかし、学校の実態をよく見・よく聞きさえすれば、現在の状態を放置することは決して許されないものであることが理解できるに違いない。

いかに理想的な計画であっても、時機を逸しては望まれる成果が得られないばかりか、正反対の結果すら生まれることがある。

学校適正化の実施計画には教育委員会の全力を傾注し、一日でも早い策定が必要である。

そして、保護者・地域等にすばやく公表し、計画実現のために何ができるかを、みんなが考えなければならない。

市および教育委員会は、その責務において、学校適正化の困難さにのみ目を奪われることなく、科学的検討に基づいたゆるぎない確信と誠実さを持ち、保護者・学校・地域の人々を結集して、市内のどこに住んでいようとも均一な教育条件を可能な限り確保できるよう、学校適正化の早期実現に向かって進むことを強く望むものである。

## 東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会設置要綱

(設 置)

第1 東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成等について、地域住民等と市が協力し、その目的達成に向けての意見交換等を行うため、東久留米市立学校適正配置等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(定 義)

第2 この要綱において、「地域再編成」とは、東久留米市立学校適正規模等研究会の答申による、市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成の方法であり、市域を東部、中部、西部の三つの地域に区分し、各地域ごとに再編成を図ることをいう。

(懇談会の名称)

第3 懇談会は、第2の三つの地域それぞれに置き、名称は、次のとおりとする。

- (1) 東部地域の学校適正配置等に関する懇談会
- (2) 中部地域の学校適正配置等に関する懇談会
- (3) 西部地域の学校適正配置等に関する懇談会

(所掌事項)

第4 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域内再編成に関する事
- (2) 地域内再編成に伴う条件整備に関する事
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第5 懇談会の委員は、次に掲げる者で、20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係地域の市立学校の校長等

(3) 関係地域の住民又は保護者

(4) 学校施設利用団体

(5) 市職員

(委員の任期)

第6 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、第5第2号及び第4号の委員が、当該選出区分の職を退いた場合は、その後任としてその職に就いた者を持って充てることができる。

(座長及び副座長)

第7 懇談会に座長1名及び副座長1名を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9 懇談会の庶務は、学校教育部において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月25日から施行する。ただし、第3第1号及び第3号の懇談会についての第4から第10までの規定の施行日は、要綱で別に定める。

### 懇談会開催の経過

回次	開催日時	議 題（意見交換等の内容）	出席数	傍聴
第1回	平成13年7月25日 (10:00~11:50)	* 市長及び教育長あいさつ * 主旨説明（教育長） * 座長及び副座長の選出 * 会議の運営等に関する取り決め確認	2名欠席	なし
第2回	平成13年8月28日 (13:30~15:40)	* 懇談の前提・主旨等について事務局から説明 * 懇談テーマの確認 * 学区域のあり方について	5名欠席	3名
第3回	平成13年9月28日 (13:00~15:05)	* 教職員組合からの質問書への対応について * 学区域再編成に伴う課題について * 就学計画（移行の方法）について	2名欠席	なし
第4回	平成13年11月1日 (13:35~15:45)	* 心障学級（固定学級）保護者代表の意見等を聞く * 心障学級の配置について * 就学計画（移行の方法）について	2名欠席	1名
第5回	平成13年12月20日 (14:00~16:05)	* 就学計画について	2名欠席	なし
第6回	平成14年2月5日 (14:40~16:30)	* 懇談会報告原案の検討（確認）	7名欠席	なし